

厚生年金保険（船員） 70 歳以上被用者該当・不該当届

【手続概要】

この届出は、70 歳以上の者を新たに使用したときまたは被保険者が 70 歳到達後も継続して使用された場合で、次の要件に該当するとき当該事実があった日から 10 日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

- ・過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する
- ・船員として船舶所有者に使用される

※平成 19 年 4 月 1 日以降、厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者に、在職老齢年金制度を適用することとなり、70 歳以上の者を使用する船舶所有者は届出が必要となりました。

※退職または死亡した場合の不該当年月日は、退職または死亡日の当日となります。

※70 歳到達日と退職日が同日の場合、70 歳以上被用者該当届の提出は不要となり、資格喪失届のみの提出となります。

※70 歳到達日が令和 2 年 1 月以降の被保険者が、在職中に 70 歳に到達し、到達後も引き続き同一の船舶所有者に、同一の標準報酬月額（相当額）で使用される場合は、船舶所有者からの提出は不要です。

【添付書類】

不要

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請